

# 4K番組制作・販売等による 経営力向上計画の取組み

---

2018年3月23日

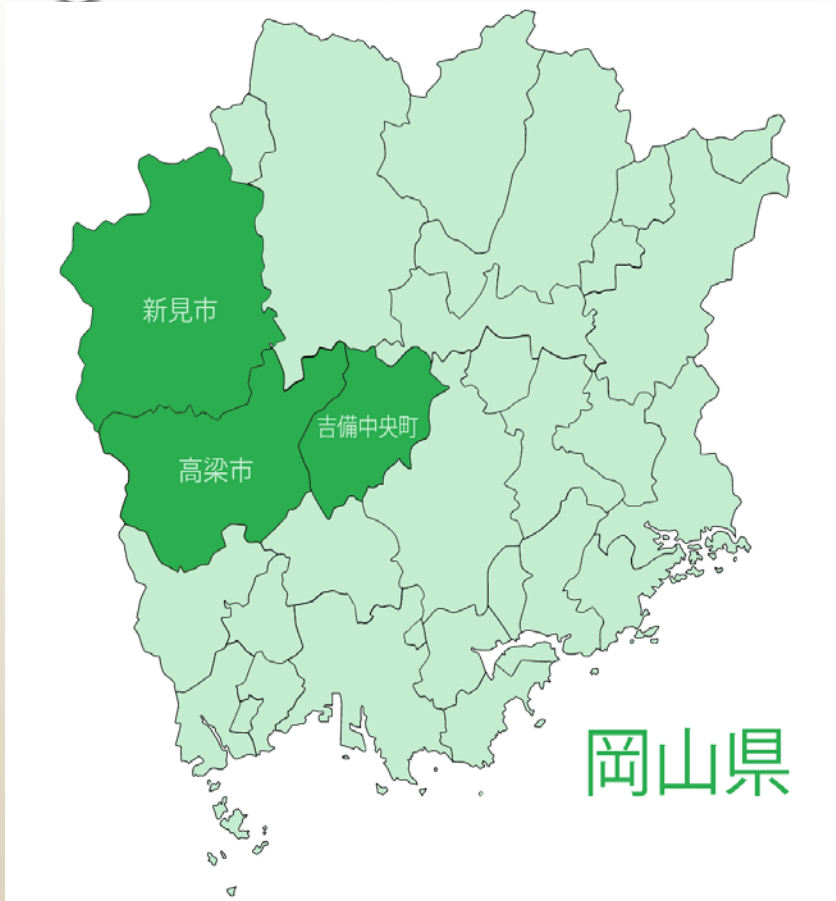


株式会社吉備ケーブルテレビ

設 立	1970(昭和45)年12月
資 本 金	1,070万円
役 員	7 名
社 員	33 名

1996年(平成 8年)	4月	(株)マルフジ電器 KIBIケーブルテレビ部門として高梁市、吉備中央町の一部地域をエリアとして自主放送開始
2000年(平成12年)	3月	(株)マルフジ電器から(株)吉備ケーブルテレビへ分社化
2002年(平成14年)	9月	インターネット接続サービス事業を開始
2004年(平成16年)	12月	BS・CSデジタル放送を開始
2008年(平成20年)	3月	新見市(全域)、吉備中央町(一部地域)とIRU契約を締結し放送サービス開始
2010年(平成22年)	7月	高梁市(一部地域)とIRU契約を締結し放送サービス開始
2014年(平成26年)	1月	ケーブルテレビ専用デジタルチューナー無料配布開始
2015年(平成27年)	8月	VOD動画配信サービス(みるプラス)を開始

# サービス提供エリア、加入世帯数



**2市1町で岡山県総面積の 約 22.6%**

( 提供サービス )

➤ テレビ、インターネット、多チャンネル、VOD

エリア内世帯数		テレビ加入世帯数	多チャンネル加入世帯数
高梁市	13,481 世帯	10,157 世帯	845 世帯
新見市	11,648 世帯	8,968 世帯	1,280 世帯
吉備中央町	4,374 世帯	3,067 世帯	329 世帯
合計	29,503 世帯	22,192 世帯	2,454 世帯

TV加入率 75.2%

平成30年2月末時点

➤ 平成25年度まではテレビ加入は純増にて推移、平成26年度からは純減。

インターネット加入世帯	
高梁市	3,148 世帯
吉備中央町	1,862 世帯
合計	5,010 世帯

ネット加入率 28.1%

平成30年2月末時点

➤ サービス開始から現在まで純増にて推移。

➤ 岡山県(27市町村)の高齢者数(65歳以上)および世帯推移の状況

平成29年10月1日現在

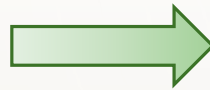
市町村	総人口	高齢者数	高齢化率	順位
高梁市	31,045	12,217	39.8%	8
新見市	29,516	11,853	40.3%	5
吉備中央町	11,555	4,686	40.6%	4
岡山県全体	1,908,447	555,368	29.6%	
全国	12,672万人	3,515万人	27.7%	

➤ 岡山県内27市町村において高齢化率が上位の地域

➤ 世帯数(H22年、H27年国勢調査比較)における増減率  
 県平均 ▲1.2%      2市1町平均 ▲3.7%

# 売上をアップさせていくためには

社内で検討



- ① 世帯当りの販売単価を上げていく
- ② 新サービスの提供
- ③ 新規顧客の開拓
- ④ 解約防止

( 取組み )

- ① STB配布に伴い多チャンネル契約件数の増加を図りARPUをアップ
- ② 4Kコンテンツ制作・販売により収入をアップ
- ③、④ FTTH化による4K・8K放送及び高速通信環境の整備

3項目に取組む事を決定

## 売上アップへの具体的な取組み

### ① 多チャンネル契約件数の増加を図りARPUをアップ

- サービスプランの変更  
視聴できるCH数を減らし以前より安価なプラン2種類を提供
- STB設置世帯へ訪問し、使用方法のフォローを行うと共に多チャンネル営業を実施。

### ② 4Kコンテンツ制作・販売により収入アップ

- 4Kカメラ、編集機、アーカイブシステムを導入し、番組、団体式典映像、サイネージ販売等を行うことにより、新たな収益に結びつける。
- 番組素材をデジタルアーカイブすることで長期間保存を可能とし、素材自体の価値を向上させるとともに、販売単価のアップに繋げる。
- スタッフの技術力の向上。



③、④ FTTH化による4K・8K放送及び高速通信環境の整備

- 4K・8K放送及び高速通信に対応するため伝送路及びHE機器のFTTH化を平成30年度より3年計画で実施することを決定。

➤ 課題

1. ②、③、④の設備投資には多額の資金が必要となる。
- 税理士より、経営力アップに伴う設備投資を行うのであれば、税制支援、金融支援を受けられる経営力向上計画という制度があると紹介。
  - まずは4Kコンテンツ制作に関わる機器を対象に経営力向上計画を策定することとした。

## 経営力向上計画とは

### (1) 経営力向上計画の概要

- 経営力向上計画は、中小事業者が人材育成、コスト管理、設備投資など自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は税制や金融の支援を受けることができる。

### (2) 支援の内容(認定によるメリット)

#### 1 税制支援措置

認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

#### 2 金融支援措置

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。



# I 税制支援措置（固定資産税の特例）

## (1) 制度の概要

- ① 中小事業者等が、② 適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③ 一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

### ① 中小事業者とは？

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業とはなりません。

- ① 同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

### ② 適用期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

# I 税制支援措置（固定資産税の特例）

## ③ 一定の設備とは（経営力向上設備等の要件）

表1の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）  
（中古資産は対象外です。）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）  
が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備。

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

### 対象設備（表 1）

設備の種類	用途又は細目	最低価額 （1台1基の取得価額）	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具（※1）	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1, 2）	全て	60万円以上	14年以内

※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域において対象業種に限定有り

※2 償却資産として課税されるものに限る。

### 所有権移転外リースの場合

固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者等に還元される仕組みです。

- ① 設備ユーザーは、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼。
- ② リース会社は、リース見積書・(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会等による証明書を中小事業者等に送付。
- ③ 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写しとともにリース会社から入手した書類（リース見積書、軽減額計算書、工業会等による証明書）の写しを添付して、主務大臣に計画申請します。  
※ リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管。
- ④ 主務大臣は、計画認定書を中小事業者等に交付。
- ⑤ 中小事業者等は、リース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付。
- ⑥ リース会社が自治体に納税手続きを行う。

### Ⅲ 税制支援措置（法人税等の特例）

#### (1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

### Ⅲ 税制支援措置（法人税等の特例）

#### ① 中小事業者とは

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 協同組合等(中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る)

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業とはなりません。

1. 同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

#### ② 指定期間とは？

**平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間**

### Ⅲ 税制支援措置（法人税等の特例）

#### ③ 一定の設備とは（表 2）

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上/10年以内)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)</li> <li>◆器具備品(※1)(30万円以上/6年以内)</li> <li>◆建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内)</li> <li>◆ソフトウェア(※3)(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(※1)(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(※2)(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(※3)(70万円以上)</li> </ul>
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。)/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	



### Ⅲ 税制支援措置（法人税等の特例）

#### ④ 指定事業とは？

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業、（映画業を除く）等は対象になりません。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

### Ⅲ 税制支援措置（法人税等の特例）

#### (2) 適用手続き

##### (2-1) A類型：生産性向上設備

##### 生産性向上設備の要件

表3の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの。

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）  
※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

要件 ①、② について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

### Ⅲ 税制支援措置（法人税等の特例）

対象設備（表 3）

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基の取得 価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(※1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※2)	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア(※3)	設備の稼働状況等に 係る 情報収集機能及び分 析・指示機能を有す るもの	70万円以上	5年以内

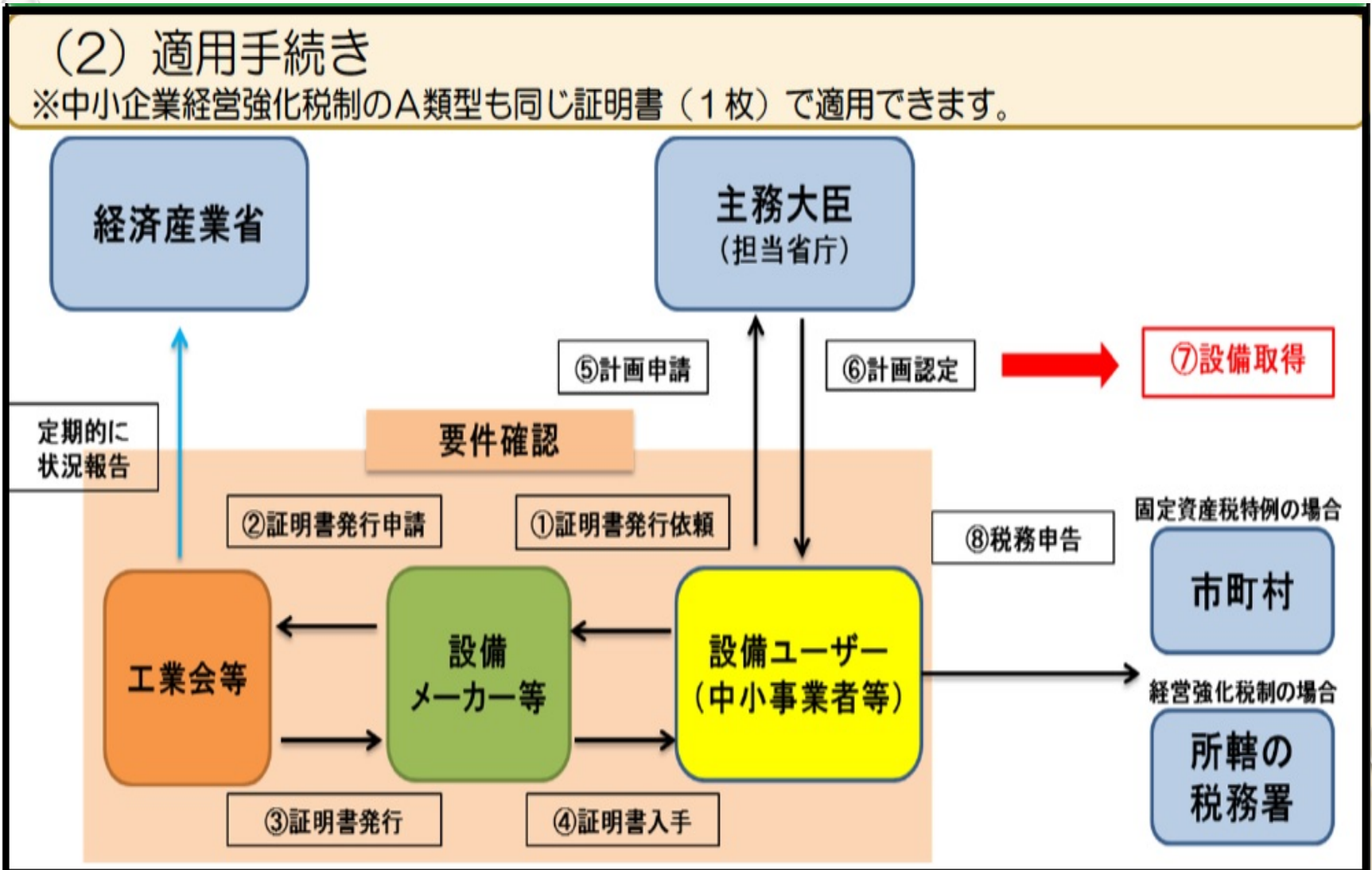
※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作するものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

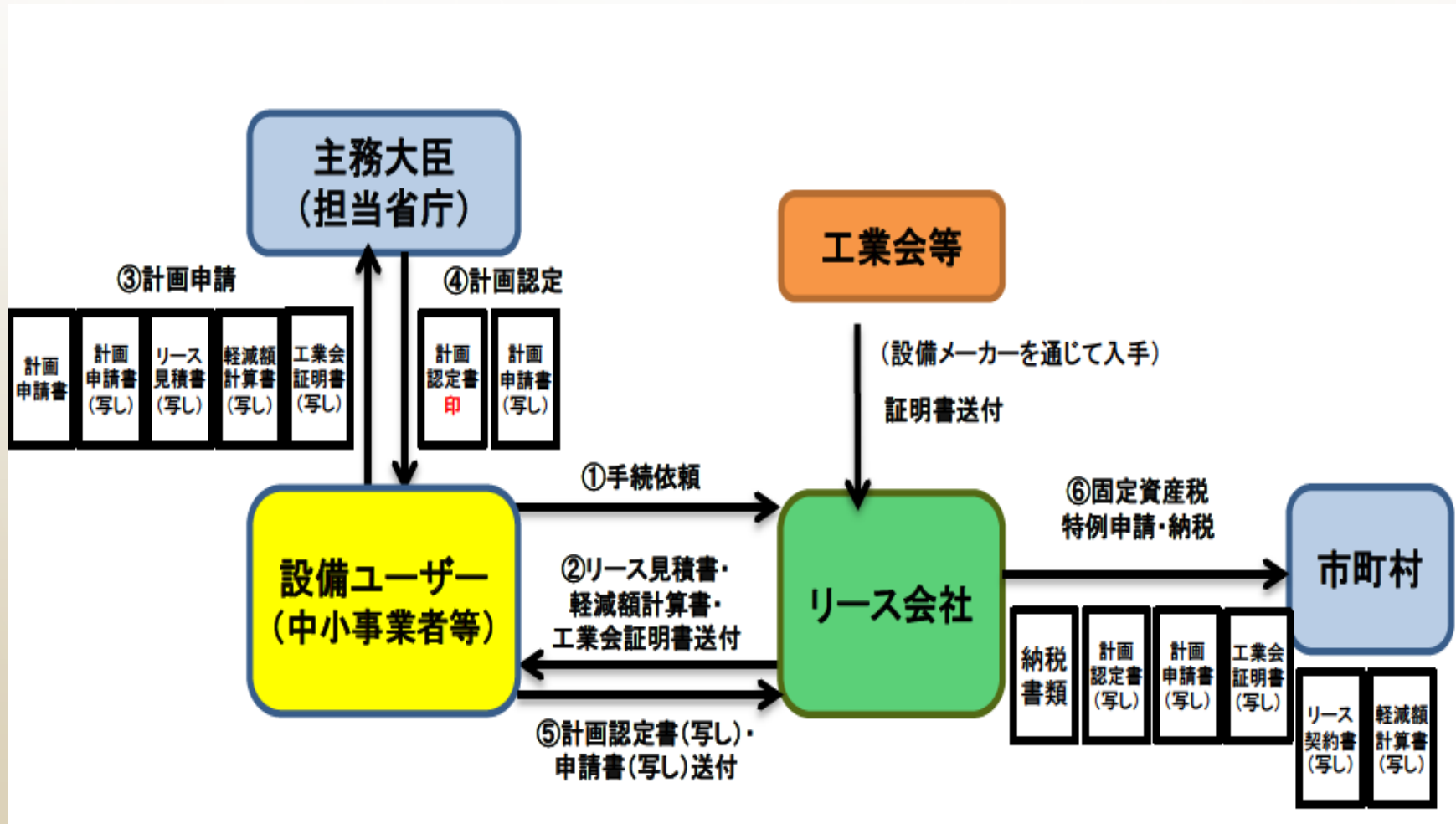
## (2) 適用手続き

※中小企業経営強化税制のA類型も同じ証明書（1枚）で適用できます。



# 手続きの流れ ( 固定資産税 リースの場合 )

## 手続きの流れ



## II 税制支援措置（法人税等の特例）

### (2-2) B類型：収益力強化設備

#### 収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

**上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。**

- ※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作するものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除く。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設するものを除く。
- ※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

#### 対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額(1台1基の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品(※1)	全て	30万円以上
建物附属設備(※2)	全て	60万円以上
ソフトウェア(※3)	全て	70万円以上



## II 税制支援措置（法人税等の特例）

### 投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の計算式によって算定します。

$$\frac{\text{「 営業利益 + 減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

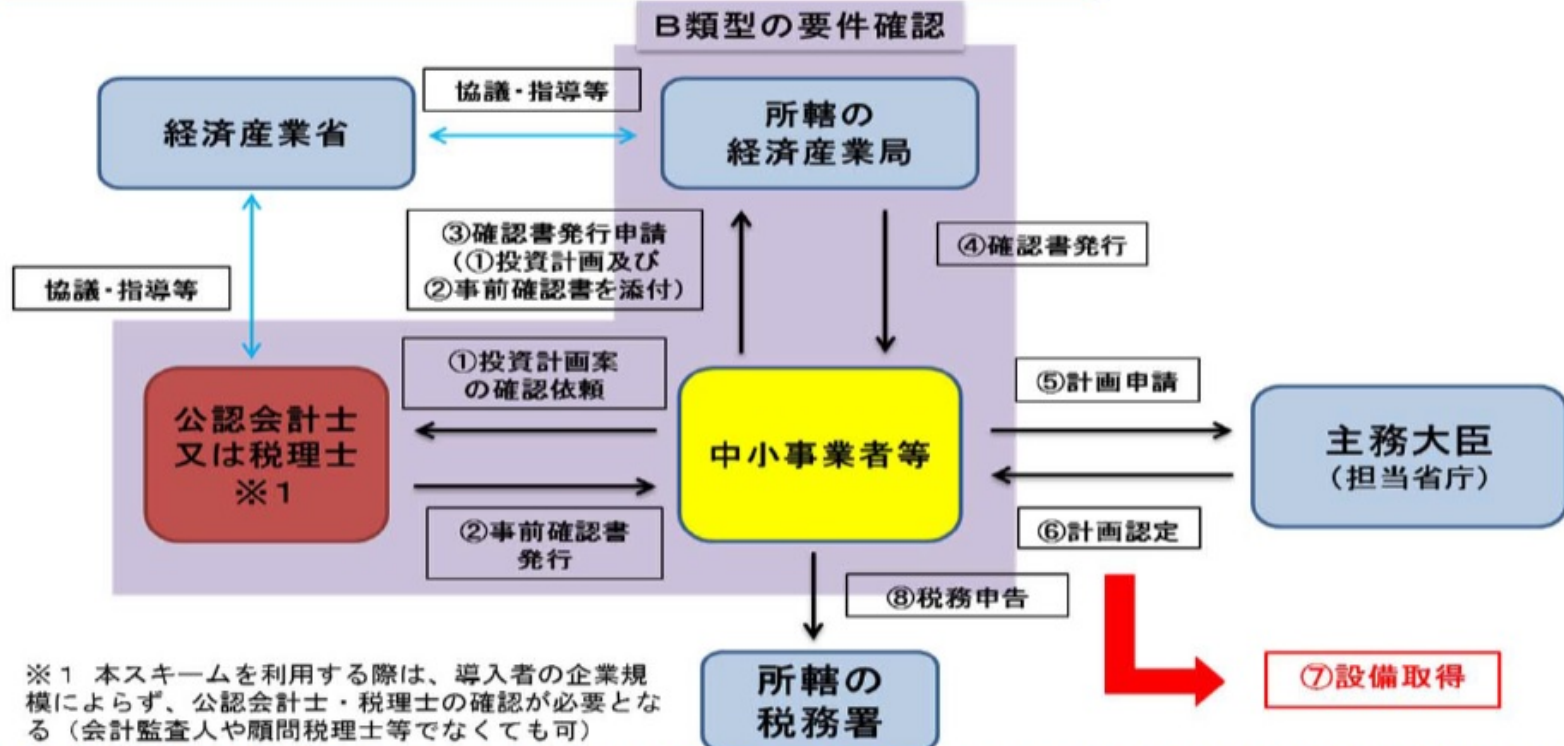
### 投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

# 手続きの流れ ( 経営力強化設備B類型の場合)

## 投資計画の策定単位について

### 適用手続き (中小企業経営強化税制B類型)



- 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kvoka/kakuninsyo.html>

# 経営力向上計画作成フロー

## 制度活用の流れ

### 1 制度の利用を検討/事前確認・準備

#### 税制支援を受けたい場合

- ・ 適用対象者の要件(資本金1億円以下など)や手続き等を確認。
- ・ 税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要。

#### 金融支援を受けたい場合

- ・ 適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- ・ 金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

### 2 経営力向上計画の策定

- ① 「日本標準産業分類」で該当する事業分野を確認  
(有線テレビジョン放送業)
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認  
有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針  
(当該指針を踏まえて策定する。)

## ② 指針の主な内容

### イ 4K・8Kの推進

- (1) 伝送路の光回線化等により必要な帯域を確保する。
- (2) ヘッドエンドやアンテナ等の局内設備やセットトップボックスの高度化等を行う。
- (3) 4K番組の自社制作、国内外での販売等に取り組む。

### ロ ケーブルプラットフォームの構築・活用(1)～(2)

- (1) IPによる映像伝送を可能とする機能、既存IDの事業者間連携機能、ネットワーク監視システムの共用活用機能、コンテンツの共有を可能とする機能、クラウドサービスによる顧客管理システム機能等の構築・活用により、サービスの高度化・効率化を行う。
- (2) 既存IDの事業者間連携機能については、個人番号カードを活用したサービス導入に取り組む。

### ハ 放送ネットワークの強靱化(1)～(2)

- (1) 災害時にネットワークの遮断が生じないように、伝送路の二重化や非常用の電源供給手段の確保等を行う。
- (2) 耐用年数を経過した老朽化設備については、伝送路にあってはより耐災害性の高い光回線に更新するなど、できる限り速やかな更新を行う。

### ニ ブロードバンドサービスの高速化

## ② 指針の主な内容

ホ 無線通信サービスの導入

へ 営業活動に関する事項

- (1) 付加価値の創出、向上
- (2) 他の事業者との連携による機会の増大
- (3) 情報通信技術の導入等

ト 従業員に関する事項

- (1) 人材育成の強化
- (2) 地域人材の確保
- (3) 情報通信技術人材の育成・確保

<p>届出をした 有線テレビジョン放送事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)又はニ若しくはホに掲げる事項のうち1項目以上</li> <li>－ へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上</li> </ul>
<p>登録を受けた 有線テレビジョン放送事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)又はニ若しくはホに掲げる事項のうち1項目以上</li> <li>－ へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上</li> </ul>



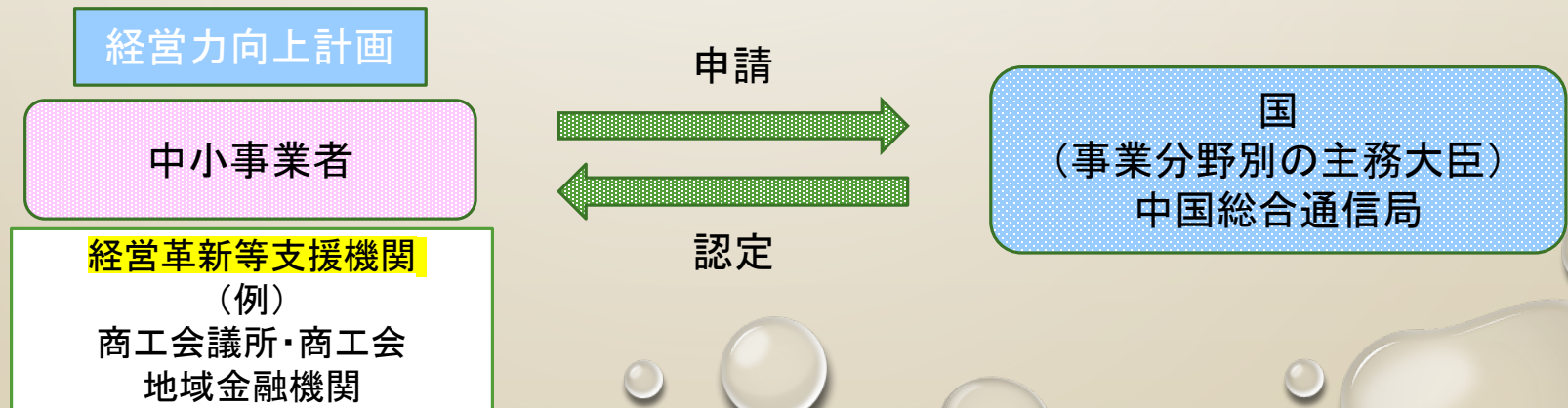
## 経営力向上計画作成フロー

### 3 経営力向上計画の申請・認定

- ① 事業分野の主務大臣(中国総合通信局)に計画申請書(必要書類を添付)を提出。
- ② 認定を受けた場合、主務大臣(中国総合通信局)から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。

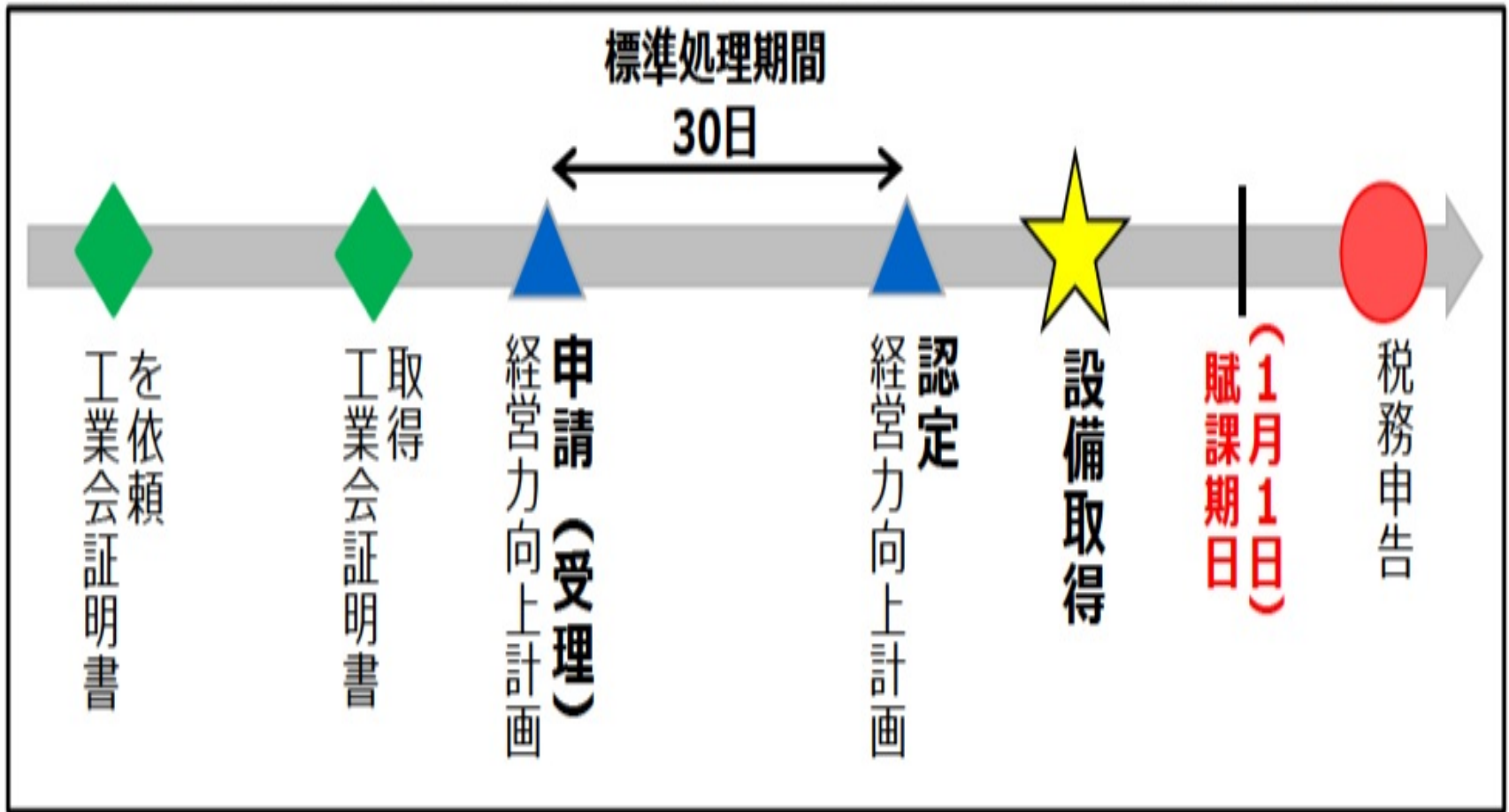
### 4 計画の開始、取組の実行

税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組みを実行。

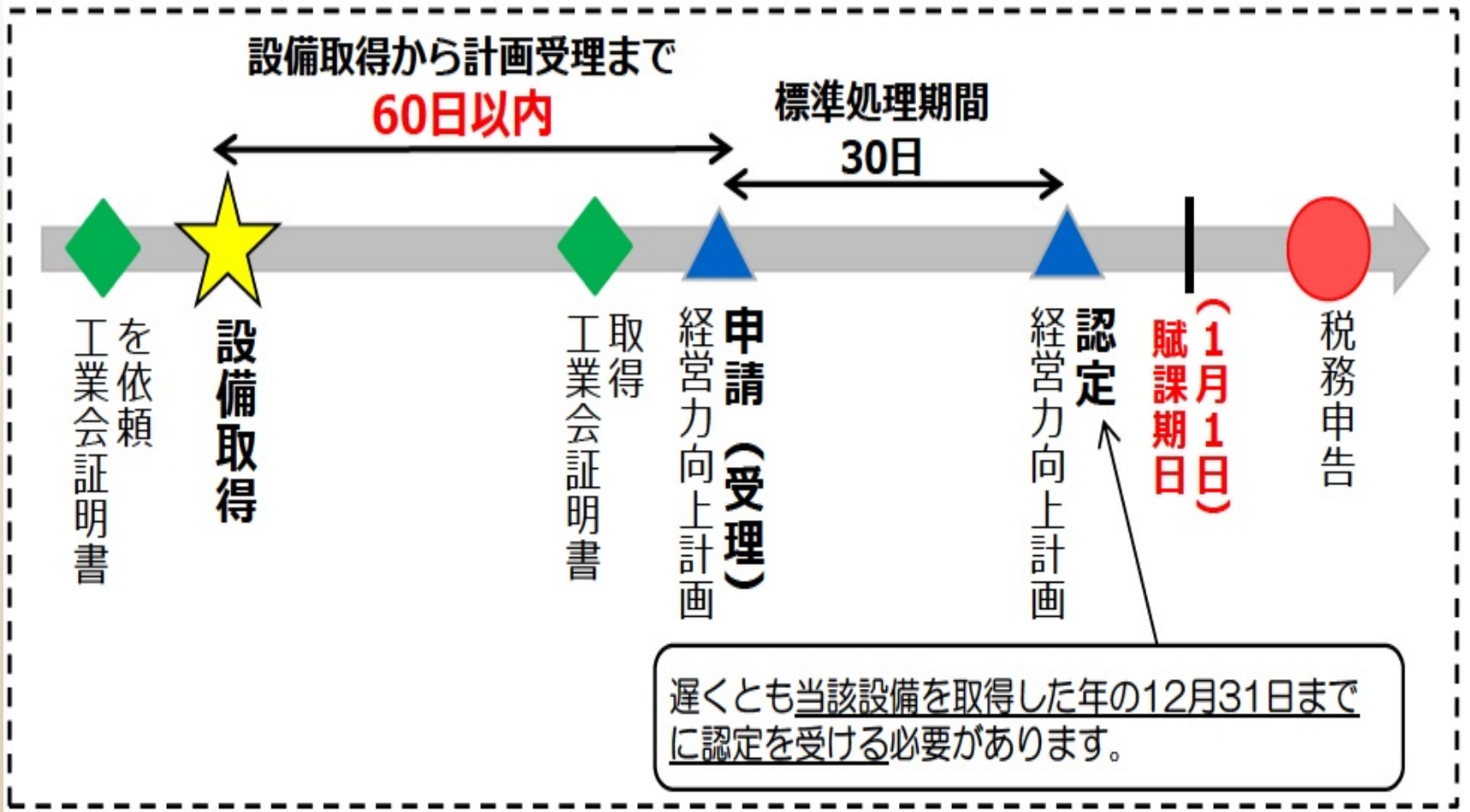




# 【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



## 【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



## 経営力向上計画書の作成について

### (3) 経営力向上計画の作成内容

#### ① 自社の概要

資本金、従業員数、自社が行っているサービス内容、サービス内容毎の契約世帯数、営業収益(有線テレビジョン〇〇億円、電気通信事業〇〇億円)

#### ② 現状の認識として自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向

エリア内住民の方々はどのような年齢層が多く、またどのようなサービスを求められているか

#### ③ 経営力向上の目標

自社現在の取組み状況及び将来どのような取組みを行っていきたいか

## 経営力向上計画書の作成について

### ④ 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

(例)

指標の種類	A現状(数値)	B計画終了時の目標	伸び率((B-A)/A)
労働生産性	15,000	15,150	1%

計画期間は3年～5年間の間で、期間によって目標伸び率は異なります。

伸び率 ( 3年間 1.0%以上      4年間 1.5%以上      5年間 2.0%以上 )

$$\text{労働生産性} = \frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

### ⑤ 経営力向上の内容

対象設備を用いての具体的な取組み内容を記載。

※ 経営力向上計画申請書の様式、記載例は、中小企業庁ホームページ  
(事業分野別指針毎の申請書の記載例)からダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html>

# 経営力向上計画申請書

様式第 1

経営力向上計画に係る認定申請書

平成 年 月 日

殿

住 所  
名 称 及 び  
代表者の氏名

印

中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(別紙)  
経営力向上計画

1 名称等  
事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 (事業者が法人の場合) \_\_\_\_\_  
資本金又は出資の額 \_\_\_\_\_  
常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_  
法人番号 \_\_\_\_\_

2 事業分野と事業分野別指針名  
事業分野 [ \_\_\_\_\_ ] 事業分野別指針名 [ \_\_\_\_\_ ]

3 実施時期  
平成 年 月～平成 年 月

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状 (数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B - A) / A) (%)

# 経営力向上計画申請書

以下の3点を提出します。

- 1 申請書
- 2 経営力向上計画チェックシート
- 3 工業会証明書

この資料は、中小企業等経営強化法に基づく  
 税制支援・金融支援活用の手引き  
 経営力向上計画策定の手引き  
 を基に作成しております。

詳しくは下記ホームページにてご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>  
 (中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)

中小企業等経営強化法に基づく税制措置について  
 中小企業庁 事業環境部 財務課  
 Tel : 03-3501-5808

ご静聴有難うございました。

6 経営力向上の内容			
事業分野別指 針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への移行 (該当する 場合は○)	
ア			
イ			
ウ			

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法			
実施 事項	使途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)

8 経営力向上設備等の種類				
実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1		国・国A・国B		
2		国・国A・国B		
3		国・国A・国B		

設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1				
2				
3				

設備等の種類別 小計	設備等の種類	数量	金額 (千円)
	機械装置		
	器具備品		
	工具		
	建物附属設備		
	ソフトウェア		
合計			